

弘化から嘉永年間の苗代川における焼物生産について

深 港 恭 子

(本館 資料調査編集員)

はじめに

江戸時代末期、鹿児島藩は調所笑左衛門広郷による天保の改革が大きな成果を上げ、財政も安定してきた時期を迎えていた。調所は、莫大な債務のため財政改革が急務となった文政一(一八二八)年、藩主島津重豪から財政改革主任に抜擢され、改革に成功し次に藩主となった島津斉興からも絶大な信頼を得て、天保九(一八三八)年に家老となった。

調所が行った数多くの施策の一つに、弘化二(一八四五)年から行われた「苗代川御取救」がある。この取り組みの中で、苗代川(現日置郡東市来町美山)では商売窯や茶屋、参勤の際の御供衆宿、客屋の建設などが行われた。苗代川には調所から派遣された村田甫阿弥が在任し、彼の指導のもと様々な施策が実行に移された。

調所が改革の中で藩内の生産品の改良と増産をはかったことは知られているが、苗代川での薩摩焼における取り組みについては、これまでそれほど紹介されていない。しかし、調所と村田が苗代川に残した足跡は大きい。今でも、苗代川には二人の招魂墓が残されている。当時の人々は、「ツシヨどん」「ホアンさあ」と唱えて、この二人を深く敬愛したという(『東市来町郷土史』)。

「苗代川御取救」の大きな柱の一つとして、二つの窯の建設がある。ウチコク窯と南京皿山窯で、どちらも弘化三年に開窯した。特に南京皿

山窯は苗代川住民の念願でもあった磁器製造の窯で当時かなりの成果を上げたようである。

薩摩焼においては、窯の建設や運用について具体的に知ることのできる史料の存在は、現在のところほとんどの産地で皆無と目している状況である。その中において、この二つの窯については、藩主導の取り組みの中で、窯建設の要望が出された段階から、実現に向かい運用を始めた頃までの比較的詳細な記録が残されている。

その記録とは、「苗代川文書 所役日記」(『日本庶民生活史料集成』所収、以下「所役日記」という)と、月刊誌「日本美術工芸」に七回に渡って掲載された「御内用方萬留一番」(以下、「萬留」という)と題された日記、そして当館がマイクロフィルムを所蔵している「苗代川文書」である。

「所役日記」は、苗代川役人によって記された弘化二年の日記であるが、『日本庶民生活史料集成』にその解説文が紹介される時点で原本が失われており、著者が以前調査した際に写したものを底本としたことが、解題に記されている。「萬留」は部分的な抜粋のため、この史料の全貌を知ることにはできないが、村田甫阿弥の日記と思われる。「苗代川文書」は、原本の虫損が激しく、判読は極めて難しい状況であるが、苗代川役人の日記と、村田甫阿弥によって記された日記が混在している。「萬留」

と「苗代川文書」については、一部重複する内容が見られることから、根元的には同一のものである可能性を考えているが、その疑問は次の課題とし、本稿では、これらの史料の内容を検討し、整理することによって、弘化から嘉永年間（一八四四―一八五三）に苗代川で行われた取り組みを浮かび上がらせることができると考える。

本稿は、「所役日記」「萬留」「苗代川文書」による論考がほとんどであるため、文中の煩雑さを避けるため、この三つについては本文中に出典を明記していない。

第一章 弘化から嘉永年間の苗代川

「所役日記」によれば、当時の苗代川には、役人として朴泰潤、役人寄に朴寿悦、陳宗碩がおり、その下に與頭として朴正悦、朴金丹、卞伊悦、朴玄益、朴泰心、朴早院、横目として朴雲南、姜宗旦、名主姜玄旦、李伊官、御飯屋守として伸晋川がおり、彼らが苗代川住人の代表としてその運営に当たった。また、苗代川焼物所には、焼物所詰御教寄屋頭の平瀬宗阿弥と焼物所詰富田佳悦が、藩から派遣されて苗代川に詰めており、焼物生産に関して、藩と苗代川の人々をつないでいた。

札改などを見ると、苗代川は郷とは区別して扱われているが、弘化二年当時は苗代川は伊集院に属しており、苗代川に対する指示は伊集院役所から出されていた。焼物の注文等も伊集院役所を通じて出されている。

一 人口

弘化二（一八四五）年八月当時、苗代川は七つの門からなる男女二五五人と中宿の男女七人で構成されていた。一月にも手札改が行われ、

その時には、人口二一五一人であった。

当館の「苗代川文書」の中に「薩州日置郡 伊集院苗代川人数宗門札改帳」（以下、「札改帳」という）がある。これは、嘉永五（一八五二）年一二月のもので、これから紹介していく調所笑左衛門と村田甫阿弥を中心として弘化二年に始まった「苗代川御取救」によって、窯の建設を経て焼物生産が盛んに行われた頃のものである。虫損が激しいため、正確な人数まで確認することはできないが、当時の苗代川の人口の構成を知ることができる。

朝鮮出兵から帰国の際、島津義弘が連れ帰った朝鮮陶工達の姓は、『先年朝鮮より被召渡留帳』（以下、『留帳』という）『東大本 苗代川由来記』『黎明館本 苗代川由来記』には、安・鄭・李・張・卞・朴・黄・林・車・朱・盧・羅・燕・姜・何・陳・崔・丁・申・金の二十姓が上げられている。そのうち、安・張の二姓は陶法指南のために沖繩に行き、黄・羅・燕は渡来してすぐに断絶したとされている。これによって、渡来した人々の姓は一五姓となるが、一部の地域に着船した人々についてははっきりしていないとされている。その後、享保六（一七二一）年になって、朝鮮から持ち合わせた姓は、『東大本 苗代川由来記』によれば、前述の一五姓に白・沈が加わっており、この二姓は後になって鹿兒島の高麗町から苗代川に移された朝鮮の人々の中にあつた姓ではないかと推定されている。そして、翌年の享保七年、苗代川の人々が朝鮮から持ち合わせた姓を名乗ることを藩が許可し、その対象となつた姓の数は一七姓である。その後、天明二（一七八二）年になって苗代川を訪れた橋南谿が、朝鮮から連れられてきた朝鮮人の姓は、鄭・李・卞・朴・林・車・朱・盧・姜・何・陳・崔・丁・申・金・白・沈としているが、南谿

は庄屋から村の人別帳を見せてもらっている、これはおそらく当時苗代川に居住していた人々の姓と思われる。

「札改帳」によって、嘉永五年の苗代川には一九六世帯が暮らしていたことが判明する。確認できる姓の数は一六姓で、これは先に記した一七姓に含まれている。確認できなかった一姓は盧である。この史料で確認できた姓は一九六のうち一九〇世帯で、不明の六世帯に盧姓がある可能性は残る。その内訳は次のとおりである。

朴	四八	姜	一〇	朱	三
李	二四	白	八	崔	一
林	一九	伸	七	不明	六
鄭	一五	丁	六		
車	一一	沈	六		
金	一二	何	五		
下	一〇	陳	五		

最も多いのは朴姓四八世帯であるが、朴と言えば、苗代川で初めて庄屋となった朴平意をはじめ、今回扱っている「所役日記」「萬留」にも、役人朴泰潤の外、與頭、横目、焼物主取など、朴姓を名乗る者が多く、苗代川に朴姓が多かったことを裏付ける。

次に多いのは、李姓二四世帯である。薩摩における天保の改革の中心人物平野屋五兵衛の側近の一人であった高木善助が、約八年にわたる薩摩滞在中、文政一一（一八二八）年一二月に苗代川を訪れた際の様子を記した『薩陽往返記事』に、苗代川の姓は李が大半を占めるとあり、大半ではないものの、「札改帳」の李姓の多さがその記述を裏付ける。

二 改革以前の状況

「所役日記」に弘化二年八月一三日付けで、苗代川役人の連名で口上書が出されている。これは、のちに開窯する苗代川初の磁器窯である「南京焼」（南京皿山窯）建設を要望するものである。始め朴陳石という人物から提案が出され、当初はしばらく見合わせておくようということであったが、さらに吟味するようにとの達しがあり、役人、平佐皿山中宿の者、御用焼物細工人、苗代川人などの意見を吟味し集約した上で口上書が記された。これらは、役人朴泰潤、役人寄朴寿悦、陳宗碩、與頭朴早院、朴金丹、朴泰心、朴正悦、下伊悦、朴玄益、横目朴雲南、姜宗旦という苗代川役人の連名で出されている。

また、九月一三日にも同じく苗代川役人の連名で、南京焼を含めた苗代川からの要望書が出されている。これには「近年當苗代川一統、自然と極々困窮に成立邂逅難有被仰被下候」とあり、すでに何らかの苗代川救済措置が取り決められていたと思われるが、それを受けて、改めて苗代川の状態を分析し、具体的に苗代川からの要望を記して村田甫阿弥に提出されたものと思われる。

これらの要望書が出されるよりも前に、日記にはすでに四月の段階で川内平佐の磁器窯に勤めていた苗代川人白欣圓、白欣碩の調査が進められ、八月にはこの後一〇月になって具体化する「苗代川御取救」の総責任者となる村田甫阿弥が苗代川入りしている。村田はすぐに南京焼建設見込みの場所を調査しているので、南京焼もこの時期、すでに実現に向けた動きが始まっていたと思われる。

ここでは、苗代川の役人たちがまとめた、窯建設などの要望の根拠として、要望書の中に詳しく記された、当時の苗代川の状況を見てみたい。

(一) 作職などの負担

苗代川は第一に焼物、第二に農業等で渡世しており、高を与えられ作職を行っていた。この考え方は、一〇月に出された調所の指令の中に、「此節苗代川御取救被仰付候付ては、一統心懸焼物細工致出精、次には農業相勤候様、」という記述があり、藩でも苗代川に対して焼物細工を第一に考えていたという明確な態度が見える。

当時苗代川の田地は市来長里村、伊集院野田村・大田村・宮田村・寺脇村の門高が、大小によって三から五石づつ抜き地にしてくださいました。しかしその場所は遠近入り交じっており、遠方においては自分たちでの作職が無理な状況で、土地の百姓に下作を頼むなどして維持されていた。また、春は田地普請・井出閘・砂揚げに諸村へ毎年数千人が人夫として差し出され、田地の打起・植付方・草取などの賦役も多かったようである。このため、「其外右に相掛り候儀無手拔様、折角被仰渡御趣意の趣別て入念申儀にて、全春夏秋冬の三季は右御用の分さへ役目の者共仕應兼候程の儀にて」とあり、春夏秋冬の三季は御用にかかる役目をこなすだけでも応じかねている状況であった。

また、苗代川は当時伊集院に属しており、「此比に至り何事に不依、所役々の者共一々呼付御用相達申儀にて、御用向は勿論、諸人より御地頭所御取次衆江私用頼入の焼物注文申来候儀迄も、い十院役所迄呼付」とあり、地頭からの用件やその他の用向きも含めて、苗代川の役人が伊集院役所まで出向き、そこで御用の達しを受けることになっていた。以前は年寄方から書付で伝えられることもあったようであるが、この頃には私的な焼物の注文まで役所に呼ばれ、そこで注文を受けるような場合

もあったようである。しかし、「何篇に付御用繁く儀に付ては、纒壹里程相隔道法にては御座候得共、間には一日に兩三度もさし越申儀も有之、御用向にて往来仕候得ば夜に掛事御座候□」とあり、一里の行程とはいえ、一日に二、三回も出向かなければならないこともあり、御用向きは夜にまで及ぶ事もあったようである。

このように、作職と役務におわれる様子がうかがわれるが、苗代川にはこの他に焼物細工という第一の仕事があった。

(二) 藩主の御休泊

苗代川に参勤交代の際藩主が立ち寄って御休泊するという習慣は、『留帳』によれば、すでに苗代川に御飯屋が建てられた延宝三(一六七五)年から始まっている。

それ以前も、藩主の宿所に呼ばれて神舞踊を披露していたし、苗代川の茶屋の松には御茶屋が建てられそこで休憩をとることになった。その際は茶屋に必要なものは、例えば御蔵から真米一石が、御春屋から味噌・醤油・諸道具が、御調法方から取肴類が整えられた。また、店に様々な焼物が飾られ、男女数十名が詰めた。そこでは、神舞踊りが披露され、藩主から庄屋や女子へ銀子が、男子踊り子へは酒が与えられることが習慣となっていた。

延宝三年に苗代川に御飯屋が建てられると、御茶屋も御飯屋内に移されて、藩主が数日滞在するようになる。当時の宿泊日数は二泊三日が一般的のようで、神舞踊や市を見学するなどの行事はそれまでと同じであった。また、この機会は藩主から苗代川への重要な指令が出される場ともなっており、この慣習は弘化年間まで続いていたと思われる。

弘化二年の「所役日記」を例にすると、三月一二日に藩主斉興公が下国の際に苗代川を訪ね、恒例の神舞踊や女子共の歌を上覧している。この当時通例となっていた高麗餅が進上され、青銅三〇〇疋を歌謡女子共へ、また青銅八〇疋を役人三人と飯屋守一人へ下賜された。三月二五日には、お由羅の方とその女中衆が下向のために苗代川に立ち寄り、役人の朴泰潤宅で休息、御飯屋に宿泊している。

藩主は御飯屋に宿泊し、供として同行している多くの人々は苗代川の住民の家に宿泊した。そのため、藩主の御休泊には、相応の出迎えの準備が必要であったし、住民はお供衆を泊めるためのしつらえをしなくてはならなかった。

しかし、苗代川の当時の現状はそれに応えることができるほどの余裕はなかったようである。要望書の中に、「御上下の節御供衆宿差上候場所にて御座候處、右式の時節にて家廻り修甫等調兼、朝夕の取續方六ヶ敷者共而已にて」とあり、日々の生活をやっとなぎいでいる家が多い困窮の状況の中では、宿泊の際の家回りも整えかねるとある。さらに、「其上過半雨漏勝に有之、畳敷付等は勿論、夜具・鍋・羽釜等に至り、伊集院百姓方より借入を以乍漸御間に合御用相勤来申候」とあり、畳の敷き替えは勿論、夜具、鍋、羽釜までも伊集院の百姓から借り入れて、その場の御用をこなしている状況であると記されている。

(三) 焼物に関わる負担

朝鮮から渡来した陶工達が苗代川で焼物細工を行うようになったのは、「留帳」によれば、慶長三(一五九八)年から五、六年後とあり、「伊集院由緒記」によれば、慶長八(一六〇三)年とある。このため、弘化年間頃

には定住してからすでに二四〇年を経ており、苗代川近辺では焼物用の松薪をすでに取り払ってしまった、遠方まで買い求めなくてはならない状況にあった。「諸木拂底にて焼物用松薪遠方に相掛り求方仕候處、至て高料に罷成、出来の焼物以前より却て下直に相成り利潤相少く候得共」とあり、遠方まで買い求めるため経費は高く付いているが、焼物のほうはかえって値段が下がっており、利潤が少なくなっている状況であった。

苗代川でできた御用品の焼物は伊集院の御数寄屋まで運ばれていた。その際、運搬の手段として「先年迄はい十院百姓方より人馬相付□□當分苗代川者共より人馬差立」とあり、先年までは伊集院百姓から人馬が出されていたのが、この頃になって苗代川から人馬を出すこととなったようである。また、御用焼物の原料となる加世田産の白砂も、まず船で市来の神之川へ届き、そこから焼物所まで人馬で運ばれてきた。これも「焼物御□加世田白砂、船より神の川浦江送届の上、市来より御焼物所迄付届来り申候處、市来より申上候□□右人馬半分丈ヶ差立候様、去る卯年被御渡相勤申候」とあり、それまで市来から出されていた人馬が、享保一四(一八四三)年からは市来からは半分だけ出され、苗代川が半分を負担することになっていた。

三 苗代川からの要望

先に述べたように、当時苗代川に与えられた門高は、遠近入り交じった場所であったため、遠方は苗代川の人々自身で作職できず、下作に出していた。この背景には焼物細工があったと思われる。苗代川において第一の産物は焼物細工で、人々は焼物細工によって利益を得ていた。そのため、作職にまで手が回らなかったものと思われる。門高を受けるこ

とは本来ありがたいことであろうが、同時に定められた額を上納するという義務を伴う。上納を行い、下作を頼んだ代金を支払ったら、門高から苗代川に入る利益はほとんど無かつたのではなからうか。要望書には「邂逅被成下置候格別成御高の儀、恐次第奉存候得共、又々百姓方江本の通田高差返し申度」とあり、高を返上したい旨が記されている。

また、役人からは、「御用向は勿論、焼物細工逆も調不申、當所役目の者共、過半困窮者にて、数ヶ年役儀相勤申儀調兼、退役の志にて罷居候」とあるように、役目と焼物細工をこなすのは困難で、過半は困窮者であるため、数年に及び役目をこなすのは難しく、退役を申し出る心づもりであるという声も聞かれる。

大きな問題となっていたのは、役務と作職に時間を取られることにより、収入の糧であった焼物細工を十分に行うことができないこと、経費の上昇に加え焼物の値段が下がり、焼物細工からの利益があがらないことであった。さらに、困窮に悩みながら藩主一行を迎えなくてはならないということであった。このように、第一である焼物細工とそれを取り巻く状況のバランスの崩れが、徐々に苗代川の人々を困窮へと傾むけていった感がある。

これまで述べてきた苗代川役人らが訴えている困窮の状況は、「南京焼」を建設する根拠として述べられたものである。役人らは、これらの状況打開のために、原因の直接的な改善よりも、新たな焼物細工の仕事と利益をもたらすであろう窯の建設を要望している。南京焼が許可されれば、皆々心を前向きに仕事に励むことだろうとあり、南京焼は苗代川繁栄の象徴的な存在として受け止められ、大きな期待を寄せたものであったようである。焼物の生産を増やすことで、苗代川における利潤を増加

させ、細工や焼物売りなどの仕事も新たに見出し活性化を目指したものと思われる。

ただし、窯建設については、諸道具などの製造も含め大変な経費がかかった。そこで、「竈打調方其外諸道具作調方の儀□□□□の物入等に相及儀御座候得は、前文申上候通脱躰極貧者共に御座候得は、諸事作調方餘力無御座候間、一統御扶助一筋の御憐愍を以、御持御計ひにて御造立被仰付被下度候様」とあり、苗代川では貧困者が多いためそれらを自力で整える余力はないので、藩費による南京焼一切の建設を願っている。

第二章 「苗代川御取救」

弘化二年一〇月、藩による苗代川救済のための「苗代川御取救」が始まった。この総責任者となったのが御内用方掛御数寄屋頭の村田甫阿弥である。

村田甫阿弥

右は苗代川の儀近年相勞候付、御内用計を以御取救被仰付候に付、掛被仰付候條、此涯混と可相詰候、左候て苗代川中一體の儀向々江相付申出候儀も、都て甫阿弥江申出夫々可差出、尤萬端同人江受差
図候様申渡、苗代川役々江も可申渡候、

十月二十六日

笑左衛門

近年苗代川が疲弊しているので、御内用計らいによって救済する事になったので、村田甫阿弥が苗代川に詰めること、苗代川の全てに渡って村田が指図をすることとされている。

しかし、彼自身はすでに八月二日に苗代川に入っている。焼物方細

工人の朴正伯宅に宿をとり、この日から村田は苗代川に詰めることになる。二三日には苗代川の役人、與頭、焼物方主取が挨拶に来ており、二三日には苗代川役人とともに市や、苗代川境目の論山、南京焼物建設見込みの場所等の視察を行っている。この頃から、苗代川御取救に向けての具体的な準備が始まったと思われる。

また、先に述べた要望書では、磁器窯である南京焼の建設を強く要望しているが、この時建設されたのはウチコク窯と南京皿山窯（南京焼）の二窯であった。ウチコク窯は一〇月に家老調所笑左衛門が来苗の折りに、南京皿山窯は十一月一〇日に建設の許可が出されている。

しかし、この時行われた救済の取り組みは窯の建設ばかりではない。本稿は薩摩焼とおして論を進めているため、焼物以外については詳しく触れないが、参勤の際の御供衆の宿泊所や茶屋の町の建設、繰綿の貸渡などを含めた総合的な取り組みであった。

一 調所笑左衛門の来苗

藩の家老調所笑左衛門広郷が苗代川を訪れたのは一〇月二三日であった。大坂へ向かう途中の来苗であったが、苗代川での用向きのため、四日間滞在している。その用向きとは、「苗代川御取救」についてであった。

苗代川を訪れた一行は、朴泰潤を始めとした役人などの家に止宿した。一〇月二六日、五通の文書が調所から出された。うち一通は村田を苗代川の総監督に任命するもので先に紹介した。残りの四通のうち三通は御取救に関するもので、次のとおりある。

(一) 此節厚思召を以御先代様被建置候御趣意の通、苗代川御取救被仰

付候付ては、一統難有奉承知、今般被仰渡趣相守屹と御取救の詮相立候様可心掛旨、可申渡候、

十月

笑左衛門

(二) 此節苗代川御取救被仰付候付ては、一統心懸焼物細工致出精、次には農業相勤候様、就ては面々風俗第一の儀に候間、私の宿意等を以親類傍輩等の儀共悪様に申候敷又は役頭杯へ越訴等敷儀共有之候ては、御趣意の妨にも相成、且何事に不依互にせり合意根等挾候儀共有之候ては土地不繁昌の基に候條、致一體和熟決して心得違の儀無之様、若乍此上不守の者於有之は、屹と可及迷惑候條、此旨可申渡候、

十月

笑左衛門

(三)

一、商賣釜壹登御取建

一、茶屋の町御取建

一、御上下の節御供宿修補

一、客屋御取建

一、繰綿御貸渡

右は近年苗代川中別て相勞候趣相聞得、厚思召を以御取救被仰付、右の通御取建相成筈候條、難有奉承知候様可申渡候、

十月

笑左衛門

(一) には「御先代様被建置候御趣意の通」とあり、この御取救の事業が藩主島津重豪によってすでに計画されていたことがわかる。それが次の島津斉興によって実行されたようである。そして、藩が援助するので、

結果が出るように努力することを促している。(二)は第一に焼物細工、次に農業に励み、風俗を守り、苗代川が一体となって協力することを求めたものである。(三)には、御取救によって行いう具体的な事業が記されている。

これらは、御飯屋の書院の間で、御側御用人海老原宗之丞の取次によって渡された。これによって、苗代川の繁栄へ向けて具体的に動き始める。先にも述べたが、(三)にある「商売釜壹登御取建」とはこれまで、建設の要望が再三出された南京皿山窯のことではなく、この時期建設されたもう一つの窯、ウチコク窯のことと思われる。

二 具体的な動き

その後、村田甫阿弥に加え、友野市助と海老原宗之丞も苗代川御取救の係に任命された。友野と海老原は鹿兒島にあって村田の取り組みを支援したと思われる。さらに一月九日には、田尻善齋が御内用についての苗代川詰となっている。鹿兒島側の友野と海老原に対し、村田と田尻が苗代川に詰めて救済に取り組んだ。

お取救の大きな柱の一つに、商売窯の建設がある。この時期、苗代川では二つの窯が建設されている。ウチコク窯と南京皿山窯であるが、どちらも弘化三年に開窯している。

(一) ウチコク窯の建設

調所からの苗代川御取救の具体案が示される前日の一〇月二五日付で、村田甫阿弥は窯建設の要望とその根拠を記している。「萬留」によれば、当時苗代川には平細工人が使っている窯が二窯あり、催合で経営されて

いた。田畑の収穫の時期は一家を上げてそれに当たらねばならないので窯を利用することも少ないが、その時期以外は皆焼物細工に取り掛かり、それを稼ぎとする。そのため、その時期は窯が足りない状況となっているが、苗代川の人々は困窮者が多いため、自力で窯を作ることができないといった状況である。そこで、商売用の口部窯を許可してもらえれば、平細工人たちの稼ぎも上がり、一生懸命働くだらうという要望である。この要望書を記すにあたって、村田はすでに窯建設にかかる費用や現在ある窯の収支等を調査している。

一〇月二一日には口部窯と商売焼物窯の一回の焼成にかかる費用と売り上げ、純利益の報告が細工人主取から村田へ提出された。それによれば、口部窯一基において一回の焼成を行うのに、材料費、人件費を含む総費用は二十八貫三百四十八文、焼物売払利益は五十二貫文程となり、純利益は二十三貫六百四十八文程、商売焼物窯において一回の焼成を行うのに、総費用三十八貫三百六十四文、焼物売払利益は四十八貫文程、純利益九貫六百三十二文程とある。この二つの窯の内訳を見ると、口部窯と商売焼物窯で費用と売払利益、純利益の数値が全く異なっており、窯の性質を区別する必要がある。苗代川には、まず藩の御用品をつくる御用窯があり、そこでは一般への販売を禁止されていた白薩摩が主に製作されていたと思われる。一方、一般民需用の窯では黒薩摩といわれる日用品が焼かれ、販売も行われていたと思われる。口部窯と商売焼物窯はどちらも一般民需用と思われる、窯の構造と焼かれる対象、商売用であるなどの区別による名称の違いと収支の差が考えられるが、今回明確な区別をすることはできなかった。

二三日には口部窯建設にかかる費用の見積もりが提出されている。そ

れによれば、窯一基の建設に、材料費、人件費を含めて三九両二歩が算出されており、その内訳は次のとおりである。

覚

一、口部窯 八つ打調

但 打調窯土五百駄

代分 六両程

壹駄に付八拾文替

一、土臺石

但 切賃并揃賃分

代分 三両程

一、窯組小枕作焼調迄

代分 六両

一、上屋材木

代分 貳両程

一、茅繩

代分 三両程

一、窯打雑木 五六寸廻

長壹丈貳尺位

代分 壹両壹歩程

一、同雑 竹

代分 貳歩程

一、惣打調手間 四百七拾人

代分 拾五両

一、窯ぬくめ用薪

代分 貳両程

一、大工・木挽・屋ねふき

代分 三両程

ノ三拾九両貳歩

窯が生み出す利益と、窯建設にかかる費用等を吟味したうえで、二五日に村田が記した窯建設の願いは来苗中の調所に提出されたと思われる。そして、二六日になって苗代川御取救として商売窯一基の建設の許可が出された。

一月一四日から與頭と窯主取の指令のもと、既存の東西窯細工人によって建設場所の地引方が始まった。地引方とはここではおそらく設計などを指しているものと思われる。二四日になると、焼物主取も任命され、商売用の窯である東西両窯の主取から、姜玄丹、丁訓清、何早吟、李欣周が選ばれ、建設が進められていった。

これから以後の日記は存在を欠いており、詳細についてはわからない。開窯の時期については、窯神が残されており弘化三年四月であったと思われる。

(表面) 弘化三丙午四月日

(裏面) 寄屋頭

奉祭窯神

村田甫阿弥

為御救

検者

田尻善斎

この窯神には、「為御救」とあり、苗代川に詰めて事業にあたった村田甫阿弥と田尻善斎の名が見え、弘化二年一〇月に許可が出た「苗代川御取救」の一環として建てられたことが裏付けられる。

三 南京皿山窯の建設

南京皿山窯の建設を許可する証文を苗代川の人々が受け取ったのは、調所来苗の際の一連の許可から二週間後の十一月一日である。証文には「此節苗代川御取救付、別段の御吟味にて、肥前焼物製法方被仰付」とあり、苗代川御取救の一環として建設されたことは間違いない。

この許可に向け、ここでも周到な準備がなされていた。すでに前章でも触れたが、弘化二年四月二六日に焼物取御詰御数寄屋頭の平瀬宗阿弥が平佐に住み平佐皿山窯で磁器の生産に携わっている苗代川人、白欣圓一類の状況調査を命じている。それに対し、その日のうちに役人の朴泰潤から返答があった。それによれば、白欣圓と伯父の白欣碩が川内平佐に居住し、親類四人が苗代川に居住していた。そして、七月六日に御数寄屋頭から平佐住の苗代川人白欣圓、白欣碩兩名を役人朴泰潤が引き連れて村田甫阿弥方へ出向くよう仰せ出され、七月一〇日になって白欣圓のみ苗代川に到着したため、朴泰潤が引き連れて村田宅へ参上している。その用向き等は記されていないが、おそらく後に許可される南京皿山窯のためと考えて差し支えあるまい。

その後、建設の要望書が二度にわたって出され、十一月に具体的な許可の証文が出された。

(一) 一、肥前伝焼物竈一登

右は、苗代川の儀近年相勞候趣被聞召上、厚思召を以爲御救、右の通御取建被仰付候條、難有奉承知候様可申渡旨、御数寄屋頭江可申渡候、

十一月

豊後

(二) 一、肥前伝焼物主取壹人

一、右同主取助貳人

右は、此節苗代川御取救付、別段の御吟味にて、肥前焼物製法方被仰付候付、右の通人柄致吟味申出候様、御数寄屋頭江可申渡候、

(一) は肥前伝焼物竈すなわち、南京皿山窯の建設を許可するもので、(二) はその許可にともない、焼物主取一名、主取助二名をよく吟味して、御数寄屋頭へ申し出ることを求めている。その後の日記を追うと、白欣圓と白欣碩が主取となったと思われる、(二)との矛盾が見られる。

窯建設以後の運用に向けての準備も着々と進められ、弘化三年二月三日には、南京皿山窯開窯後の生産部門となる苗代川肥前伝焼物製方で使用する焼物挽細工車八挺と座車三つの注文が、村田から鹿児島在の御内用担当友野市助へ出され、三月二〇日には平佐皿山窯で窯作りに馴れていた仲藏という人物が苗代川に呼び寄せられた。五月六日には御趣法方へ苗代川詰の田尻善齋から肥前伝焼物製方が必要となる松薪およそ一年分を治左衛門原から切り出す願いが出された。

そして、同じ五月のうちに南京皿山窯が開窯にいたる。この部分も日記を欠いているため詳細は不明であるが、『薩摩焼の研究』に紹介された窯神には次のとおり記されている。

(陶製窯神祠及陶製瑞垣親柱)

陶製窯神祠

郷瑞垣親柱

弘化三丙午五月吉日

弘化三丙午五月吉日

為南京焼建立之

奉寄進

第三章 繁栄に向けて — 村田甫阿弥の施策 —

「苗代川御取救」が開始されると、その実現のために先進地からの技術導入のために人々が招集され、新たな試みも行われた。

一 招集された人々

この事業に関連してまず最初に苗代川に入ったのは、総監督の立場である村田甫阿弥である。その後、事業が具体化するに至って、田尻善齋が苗代川詰となっている。

窯の建設が具体化すると、その運営のために必要な人材が苗代川に集められた。まず、南京皿山窯と呼ばれ、主取となったのが白欣圓、白欣碩の兩名である。白氏はもともと苗代川に居住し焼物細工に携わっていたが、天保年間頃に川内平佐に磁器窯が開窯するにあたり、技術をかわれて平佐に招かれていた。そこで磁器生産の技術を身につけ、苗代川に磁器窯が開窯するに当たって、磁器という新たな生産技術を苗代川にもたらした。

調所が来苗している折、村田は、御用土となっていた樋脇の内中村市樋野下色土、入来の内曾井田下色土、串木野羽島村猪の鼻土、隈之城の内せいか野下色土、阿久根の内くわくの城土（白土）の五カ所の下色土を採取することを希望する書類を提出している。これらの下色土は、苗代川ではこれまで販売が許されていなかった色焼物を作るための土と思われ、堅野でしか許されていなかった商売下色焼と色替焼物の、苗代川

における商売の許可を願うものであった。これには、苗代川でこれまで黒焼物のみ販売が許可されていたが、一窯作り出すまでの松薪諸雑費は茶器などの小細工や色焼物と同様にかかるにもかかわらず、黒焼物は値段が安いという事情があった。その上、近年松薪のほか釉薬などの値段が上がったにもかかわらず、焼物の値段は相変わらず安値なのである。今回の許可の希望は、皿・茶碗、または鉢・井・酒坏などの小細工を作ることである。それらは黒焼物に比べ値段も高く、だんだん注文も増え手広く行われるようになれば、苗代川御取救の一助ともなるだろうというのが村田のもくろみであった。そのため、それらの焼物の原料となる五カ所の土を苗代川の人々が商売用の土として採取することが必要だったのである。この願いは、その日のうちに調所が内見し、海老原宗之丞へ差し出され実現の運びとなったようである。

それに伴い一月には、鹿兒島城下の堅野の焼物師吉国喜兵衛、小細工主取久保田休吾、小細工人渡辺平次郎が苗代川に招かれた。茶器の作り方などが中絶していたため、茶器や小細工形物の指南をするためであった。彼らには滞在中扶持米が与えられ、吉国喜兵衛と久保田休吾には真米一升七合づつと苺（煙草）六分が、渡辺平次郎に真米一升二合と苺六分が与えられた。このうち渡辺平次郎は、この後大きな成功をおさめた彩色を施した素焼人形の製作に大きな功績を残している。

弘化三年三月になると、先にも述べた平佐皿山の窯製作の技術者仲蔵が招かれ、おそらく彼が南京皿山窯の建設に大きく関わったと思われる。南京皿山窯の焼物製作の場となった肥前伝焼物所には、藤野休右衛門、猿渡直八、児玉甚蔵が絵付方として雇われる。彼らへは、焼き上げまでに二升五合の賃金と焼上がった後はその度合いによってさらに代銀をく

ださるように、主取の白欣碩、白欣圓から要望が出ている。弘化四年の十一月になると、その功績を認められ藤野休右衛門へ扶持米五石、児玉甚蔵へ四石、猿渡直八へ三石六斗を与えるよう村田から願いが出ている。村田はその根拠として焼物の出来がよく商売も順調であること、細工の指南などがうまくいっていること、磁器は染付の絵の優劣によってその良し悪しが左右されることを上げている。特に藤野は磯の花倉窯でも染付絵師として活躍しており、苗代川における絵付け指南に功績が大きいとして、五石の扶持米が与えられた。

二 南京皿山窯での人材育成

主取の白欣碩、白欣圓を中心として、藤野休右衛門、児玉甚蔵、猿渡直八らが活躍し、南京皿山窯が開窯して半年後には製品は出来もよく、商人なども入ってその販売が順調に行われている。細工人の育成にも力が入られ、一二から一九歳くらいの者一人が稽古を行っており、絵付もこの頃には五人が稽古している。嘉永元年には質の向上により稽古中の細工人の製品も販売できるようになり、下品の茶器類は苗代川内で売り払われ、注文も来るようになった。

この頃、製品の市場価格調査のため、染付の湯呑み、菓子皿などが江戸へ運ばれている。それらは上中下の三段に分けられたが、上手の湯呑み一個につき銀一三匁、中一個に銀八匁から七匁五分、下一個に六匁から四匁五分の値段が付いて江戸の店へ売り払われ、かなりの利益をもたらしている。

嘉永元年、主取の白欣碩、白欣圓の兩名に扶持が与えられる。彼らにはこれまで出来高による賃金が支払われていたが、川内平佐から南京皿

山窯に主取として招かれたため、家族で苗代川を訪れ借家住まいをしている状態で、その生活は苦しかったようである。そこで、村田は通常は扶持を受け取ると支払われなくなる賃金を、継続して支払ってもらえるよう交渉を行っている。

三 原料の調達

加世田白砂は苗代川になくはならない原料であった。この白砂の調達には、『所役日記』に「焼物御□加世田白砂、船より神之川浦江送届の上、市来より御焼物所迄届来り申候」とあり、まず船で市来神之川まで運ばれ、そこからは馬で苗代川まで届けられた。日記の中には次のような請取の記録が記されている。

請取

馬五拾壹疋 口引有

但市来神之川より苗代川焼物所迄

右は爰元焼物方御用の加世田白砂届方に付、右の通槩に付届候、

以上、

苗代川焼物所詰

検者 富田佳悦

この神之川からの運搬の費用については、先に述べたとおり、天保一四年に市来から人馬半分だけしか出されないこととなり、わずかな苗代川の人数では対応しきれないといった問題も生じている。日記には加世田白砂を御用焼物所へ届ける件について、弘化元年二月、同二年八月に地頭所へ訴訟をしたと記されており、おそらくこの件についての訴えであったと思われるが、残念ながらどちらも取り上げてはもらえなかった。

また、市来伊作田村のきらら土、永吉の小永吉土、下伊敷村の薬土は土の組み合わせ、あるいは上薬に不可欠のものとされている。これらの土は近年までは無償での採取が許されており、下伊敷薬土の採取の際には庄屋衆に焼物類を少々持参して薬土を貰い請けていたが、近年村の名主に運上金を払わなくてはならない状況となっていた。

弘化二年九月には、苗代川役人から村田に当てて白焼物と色替焼物の商売を許可してもらえよう要望が出ている。「所役日記」によれば、原料となる白土はすでに諸所見出して試焼なども行ってきたり、かなりの量がすでにできていたようである。これを踏まえて、一〇月に村田から樋脇の中村市樋野の下色土など五カ所の下色土の利用と、色替焼物等の商売の希望が調所になされ、許可されたことは前述のとおりである。

一二月になると、その許可にともない渡辺平次郎の進言により、彩色の原料が注文されている。袋入面胡粉二〇斤、光明丹上通三斤、なら(奈良) 緑青上通三斤、金雲母二斤、藍臘一斤、石黄一斤、草土一斤、牛膠一五斤がそれであるが、これらは苗代川で成功した彩色素焼人形に使用されたものと思われる。これらの絵具は、鹿児島にもないわけではなかったが、いずれも高値でかつ質が良くないという渡辺のアドバイスにより、わざわざ大坂に注文された。

南京皿山窯では、原料である石粉(磁土)の調達を天草高浜村へ頼っていた。しかし、開窯して半年後の一二月には、来春の窯焼き一回分に足りないというので、高浜村の庄屋方に催促を繰り返しているが、まだ運ばれて来ず困っている状況が記されている。原因は九月に船積みして運んだ船が加世田新川で破船し、石粉もすべて沈んでしまったためであった。そこで、村田は石粉を運ぶために神之川の港から天草へ船を出して

ほしいという願いを出している。また、弘化四年の五月には、高浜村庄屋上田源太夫が石粉積船を造立するための鉄地かねの注文を村田宛に行っている。

四 生産 — 成功例としての素焼人形 —

弘化年間、苗代川で大成功を納めたものに、彩色素焼人形の生産がある。もともと薩摩では、三月のひな祭りに節句を迎える女子に素焼人形を贈る風習があり、京都の伏見で生産される深草人形(伏見人形)が年間二〇〇〇籠ほど購入され、高値で取り扱われていたようである。そのうち五百籠は鹿児島城下で売れてしまい、残りの一五〇〇籠が諸郷で扱われるといった具合であった。そこで、苗代川に招かれた野野の焼物師渡辺平次郎の提案によって苗代川でも素焼人形が生産されるようになった。先に川内平佐で素焼人形を生産販売した者がおり、その際深草人形が一体五〇文で売られたのに対して三〇文程度で売り大成功を納めていた。これに習って渡辺が提案したものと思われるが、自ら深草へ赴き彩色の技法を学び、それを苗代川で生産するために、先に述べたとおり彩色の原料はわざわざ大坂へ注文された。

村田は渡辺から提案された素焼人形を、苗代川で生産して深草人形よりも安値で販売し、深草人形にかわって藩内の需要に応えようというもくろみのもと、素焼人形生産に踏み切った。

生産には型が使われ、比較的単純な作業だったため女子供もその製作に加わった。大中小の大きさに応じて値段を決めて素焼きしたものが買い取られ、集まると彩色に取りかかる。これは胡粉下地を塗る者、緑青を塗る者というように分業体制で行われ、出来高によって賃金が支払

われた。女性や子供まで生産に参加できたことが、量産を可能にしたようである。

販売には徹底した深草人形との比較販売がなされたようで、深草人形の値段に応じてそれより安値になるよう設定され、値段を表示して販売された。「萬留」には村田が経費節減につとめる様子も記されている。幹線として人通りが多く景色のいい土地が、以前労働の者が居住しそこで死去したことを理由に空き地になっているというので、そこに板蔵を建てて素焼人形の保管所とし、往還からよく見えるような形での販売の提案を行っている。また、板蔵の脇に彩色所をつくりたいが、板蔵は残材木で、彩色所は古屋を買い取って手直しをすればそれほどの出費にはならないだろうとしている。

この彩色素焼人形は鹿児島城下の他、諸郷に販売され、上方からの購入を停止させる程の盛況を見せた。

五 販路

(一) 焼物の売り払い

「所役日記」によれば、弘化二年の一年間に九回、焼物の商売に出た記録がある。苗代川では、御用焼の他に商売用の窯があった。

覚

苗代川

金金官

李丹金

一、大壺貳拾四本

一、黒焼半銅拾貳本

一、小半銅六本

一、摺鉢大小拾壹束

一、小壺四つ

一、五升入酢壺并貳升入拾五

一、徳利大小拾五

一、茶家大小拾貳束

右は此節長嶋表江焼物商賣方として差越度旨申出候間、相改候處何ぞ御法度の品持越不申候間、御法の通御改方奉願候、以上、

巳七月九日

神の川浦船改

役人

御役々衆中

朴壽悦印

これは、苗代川の金金官と李丹金が長島へ商売のために運ぶ焼物に、藩で商売が禁止されているものは含まれていないことを苗代川の役人朴壽悦が証明したものである。宛先が神の川浦船改となっており、船に積み込む際の証明書であることがわかる。このような証明書が見られるのは、阿久根・出水、長島への商売の際で、この地方への焼物の輸送は船が使用された。

運ばれた焼物は、半胴、摺鉢、徳利、茶家といった日用品で、白ものが含まれている形跡はない。村田が提出した色絵焼物の商売が一〇月に許可されるまで、苗代川では白ものの商売が禁止されていたので、この証明書にある御法度の品というのは、白ものを指していると思われる。「所役日記」に見られる焼物の販売先は、前述の覚などから次のとおりである。

三月二九日

鹿屋

五月晦日

鹿児島

七月八日

長嶋

九月一八日

阿久根

九月二一日

阿久根

神の川から船

神の川から船

神の川から船

九月二七日 出水 神之川から船

九月二九日 出水・阿久根 神之川から船

一〇月二日 高岡

一〇月六日 出水・阿久根 神之川から船

販売先を見るとほぼ藩内に限られている。この日記にすべての焼物商売の記録が記されているとは限らないが、少なくとも苗代川から船で運ばれる際には、前記のような証明書が必要であるだろうから、長島・出水・阿久根方面への販売はここに記されたものに限られたと考えられる。また、一回に運ぶ焼物の量は長島の場合を大きく上回るものは見られないため、比較的小規模なものであったと思われる。

(二) 磁器の販売

嘉永四年になると肥前伝焼物の製品を販売するのに、焼物問屋が置かれることになった。その際、長く焼物の商売をしてきた荒木善兵衛が問屋となる。はじめは城下上町、下町に三軒ほど置く計画であったが、荒木から問屋御免の申し出があったため、まだ試行段階であることを理由に荒木一人に問屋の許可が出された。荒木はこれまで肥前焼物の買い入りと販売、平佐の磁器を扱うなどしており、その経験が認められた。焼物の商人へは、「御定値成し」（おそらく藩が定めた値段と思われる）で引き渡し、代銀は引き渡した月から三ヶ月までに上納することとされ、問屋が取りまとめて上納した。翌年になると、肥前焼物の輸入が差し留められ、藩内における磁器の自給自足が目指される。それにもない三原貞太郎家来の中野藤兵衛、下築町の岩重治兵衛へも問屋の許可が出された。

おわりに

以上、弘化から嘉永年間に至る苗代川の姿を紹介してきたが、本稿では時間の都合により、主として参考にした「所役日記」「萬留」「苗代川文書」からくみ取ることのできる事実を羅列的に紹介することに留まった。また、「苗代川文書」については、虫損が激しく解説が困難な状況であるため、嘉永年間の部分はまだ内容を捉えおらず、本稿では取り扱っていない。

また、本文中若干触れたが、「萬留」と「苗代川文書」には一部重複する内容がある。「萬留」は昭和四〇年に苗代川の玉山宮の宮司松田道康氏が所蔵していたもの、「苗代川文書」は昭和六三年に当館が鹿児島市内在住の個人が所蔵していたものをマイクロフィルムに記録したものである。どちらも「肥前伝焼物方萬留」という村田甫阿弥の日記であるため、根元的には同一のもので、所蔵者がかわった可能性もあるが、今回それらの考証ができず内容のみを捉えることに終始した。

これらの問題を解決し考察を加えることによって、さらに詳しい苗代川の姿が浮かび上がってくるものと思う。その点で課題が多く残ったままの執筆となってしまった。今後も引きつづきこれらの史料調査に取り組んでいきたいと考えている。

